

山梨県公報

号外第二十二号

平成二十四年

三月三十日

金 曜 日

目 次

告 示

- 一 児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部改正
- 一 騒音に係る環境基準の類型の当てはめの一部改正
- 一 工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正
- 一 山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部改正
- 一 企業局
- 一 企業局本庁に企業理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程
- 二 山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程
- 二 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程
- 三 山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程
- 三 公安委員会
- 六 山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

告 示

山梨県告示第百三十四号

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程の一部を改正する告示

児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程(昭和四十七年山梨県告示第四百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「別表第三」を「別表第二」に改める。

別表第一を削る。

別表第二の備考1中「、肢体不自由児童療護施設」を削り、「知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設」を「障害児入所施設」に改め、「重症心身障害児

施設」を削り、同表の備考中3及び4を削り、5を3とし、6から8までを4から6までとし、同表を別表第一とする。

別表第三を別表第二とする。

附 則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県告示第百三十五号

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成七年山梨県告示第三百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

本則中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令」を「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」に改め、「甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、」を削り、「及び昭和町」を「、昭和町及び富士河口湖町」に改める。

山梨県告示第百三十六号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

1の表その他の機械器具又は設備の項を削る。

2の表素材、機械、電子及び化学の部その他の試験の項を削る。

山梨県告示第百三十七号

山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

山梨県農業近代化資金利子補給規程(昭和三十八年山梨県告示第百九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二を削る。

別表を削る。

附則

- (施行期日)
- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の山梨県農業近代化資金利子補給規程の規定は、この告示の施行の日以後に利子補給の承認をする資金について適用し、同日前に利子補給の承認をした資金については、なお従前の例による。

企業局

山梨県企業局管理規程第三号

企業局本庁に企業理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県公営企業管理者 中 澤 正 徳

企業局本庁に企業理事を設置することに伴う関係規程の整備に関する規程

(山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部改正)

第一条 山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程(昭和四十年山梨県企業局管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを「(経過措置)」に改め、同項中「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」を「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」に改める。

(山梨県企業局被服貸与規程の一部改正)

第二条 山梨県企業局被服貸与規程(昭和四十年山梨県企業局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを「(経過措置)」に改め、同項中「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」を「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」に改める。

(山梨県企業局財務規程の一部改正)

第三条 山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出しを「(特例措置)」に改め、「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」を「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」に改める。

(山梨県企業局事務決裁規程の一部改正)

第四条 山梨県企業局事務決裁規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の見出しを「(経過措置)」に改め、同項中「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」を「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」に改める。

(山梨県企業局宿舍管理規程の一部改正)

第五条 山梨県企業局宿舍管理規程(昭和五十年山梨県企業局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出しを「(経過措置)」に改め、同項中「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」を「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」に改める。

(山梨県企業局庁舎等管理規程の一部改正)

第六条 山梨県企業局庁舎等管理規程(昭和五十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを「(経過措置)」に改め、同項中「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」を「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」に改める。

(山梨県企業局固定資産事務規程の一部改正)

第七条 山梨県企業局固定資産事務規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の見出しを「(経過措置)」に改め、同項中「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」を「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」に改める。

(山梨県企業局契約事務規程の一部改正)

第八条 山梨県企業局契約事務規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを「(経過措置)」に改め、同項中「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」を「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」に改める。

(山梨県企業局職員職務発明等取扱規程の一部改正)

第九条 山梨県企業局職員職務発明等取扱規程(昭和十二年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを「(経過措置)」に改め、同項中「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」を「~~五五~~五五二〇四〇三三三三十一」に改める。

附則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県公営企業管理者 中 澤 正 徳

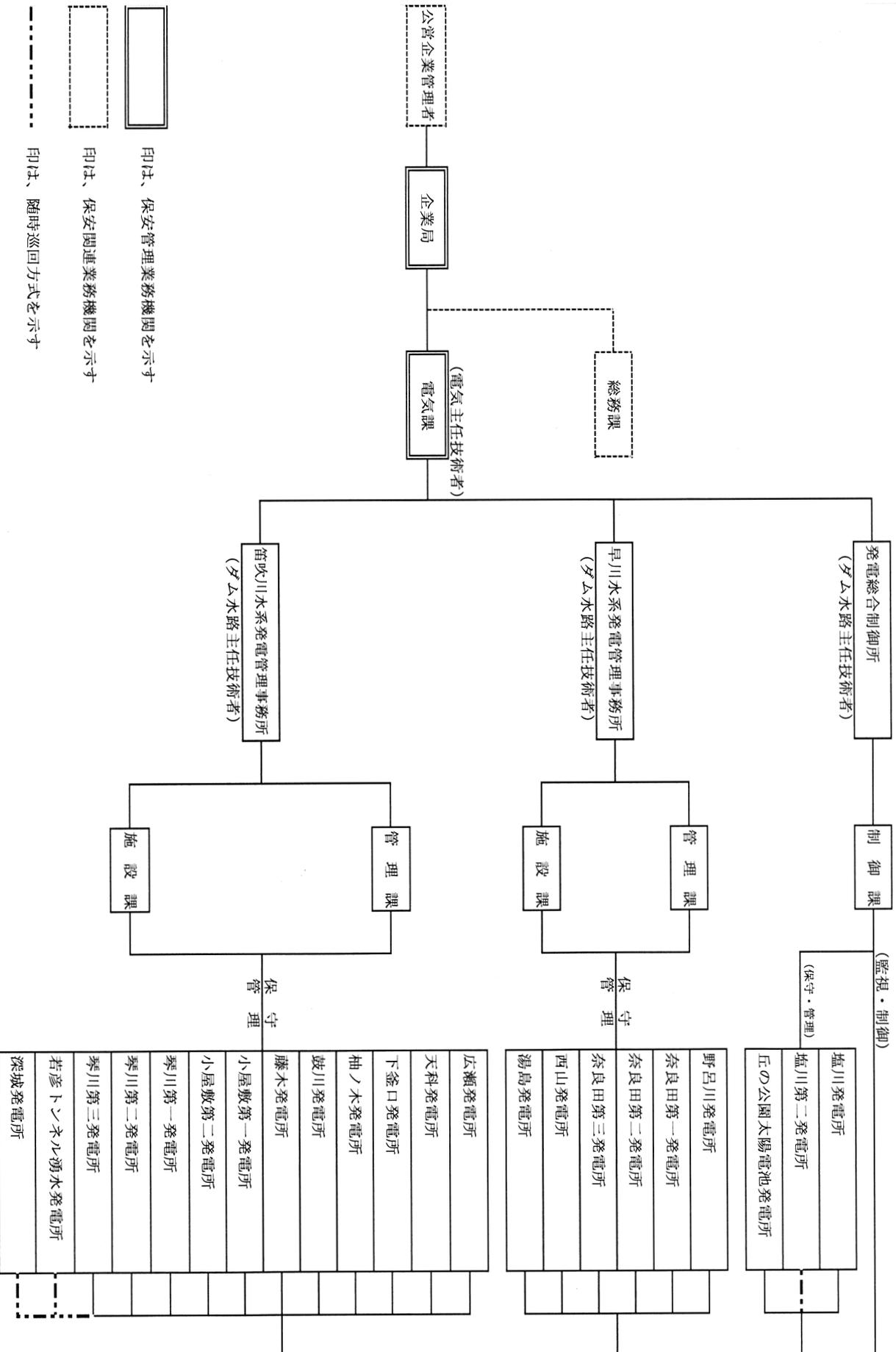
山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。
 第五条第二項の表を次のように改める。

種別	責任管理範囲	職名
電気 主任 技術 者	発電総合制御所所管電気工作物	電気課長
	早川水系発電管理事務所所管電気工作物	
	笛吹川水系発電管理事務所所管電気工作物	
ダム 水路 主任 技術 者	発電総合制御所所管ダム水路工作物	発電総合制御所管理職員
	早川水系発電管理事務所所管ダム水路工作物	
	笛吹川水系発電管理事務所所管ダム水路工作物	

第五条第三項中「関東東北産業保安監督部長に届け出る」を「必要な届け出を行う」に改める。
 第十六条中「及び塩川ダム操作規則」を「、塩川ダム操作規則及び深城ダム操作規則」に改める。
 別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構



印は、保安管理業務機関を示す
 印は、保安関連業務機関を示す
 印は、随時巡回方式を示す

別表第二分掌業務の欄中 「7 保安教育に関すること。」を「7
8 深城発電所（仮称）の建設に関すること。」
保安教育に関すること。」と改め、「及び若彦トンネル湧水発電所」を、「若彦トンネル
湧水発電所及び深城発電所」と改める。

附則

この規程は、平成二十四年四月一日から施行する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第三号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

山梨県公安委員会

委員長 井 上 利 男

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一
部を次のように改正する。

第三十七条第一項中、「一五八人」を、「一五九人」に、「四五六人」を、「四五八人」に、
「四七一人」を、「四七三人」に、「四八六人」を、「四八八人」に、「一、六四九人」を
「一、六五六人」に、「一、九四五人」を、「一、九五二人」に改め、同条第二項中、「五八
二人」を、「五八九人」に、「一九〇人」を、「一九一人」に、「七七二人」を、「七八〇人」
に、「一〇六人」を、「一〇五人」に、「一七三人」を、「一七二人」に、「一、六
四九人」を、「一、六五六人」に、「一、九四五人」を、「一、九五二人」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。